

豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市音羽庁舎内壁面広告（以下「壁面広告」という。）に関して、豊川市広告掲載要綱（平成18年10月13日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 壁面広告の規格は、1箇所あたり B1 サイズ・縦（縦1030mm×横728mm以内）とする。また掲載箇所は、市長が指定する豊川市音羽庁舎内壁面3箇所とする。

(広告掲載期間)

第3条 壁面広告の掲載期間は、原則として市長が定める日から当該年度末までとする。

2 広告の掲載期間は、更新を妨げない。ただし、更新できる期間の上限は、前項の掲載期間の終了後3年間とする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、広報とよかわ及び豊川市ホームページ等により行うものとする。

なお、募集期間を過ぎても広告掲載箇所に空きがある場合は、随時募集できるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第5条 壁面広告掲載の申し込みをしようとする者は、豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載申込書（新規）（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 広告原稿（案）
- (2) 会社概要（パンフレットなど会社の概要がわかるもの）
- (3) 市税等納付状況調査同意書（様式第2号）又は市税等に滞納のないことを証明する書類

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申し込みがあったときは、豊川市広告掲載基準に基づき審査し、広告掲載の可否を決定する。この場合において、当該広告掲載の申し込みをした者が掲載箇所数を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定する。

(1) 第1順位

市内に本社、若しくは本店を有する事業者等

(2) 第2順位

市内に支店、営業所等を有する事業者等

(3) 第3順位

前2号のいずれにも該当しない事業者等

ただし、継続の申し込みをした者のうち、掲載物に変更があったものは、豊川市広告審査基準に基づき審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定によって広告掲載を希望する者が広告掲載箇所数を超えるときは、先着順により決定する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果ならびに掲載内容、条件等について申し込みした者に対し、豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載・不掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（広告の掲載期間の更新）

第7条 前条の規定により壁面広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）で当該広告掲載の期間を更新しようとする者は、当該期間の満了の30日前までに豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載申込書（継続）（様式第1-2号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

（1）広告原稿（案）

（2）会社概要（パンフレットなど会社の概要がわかるもの）

（3）市税等納付状況調査同意書（様式第2号）又は市税等に滞納のないことを証明する書類

（広告掲載料）

第8条 広告掲載料は、1掲載箇所あたり月額2,000円（税込み）とする。

2 広告主は、市長が指定した期日までに広告掲載料を、当該年度分を一括して前納しなければならない。

（費用負担等）

第9条 広告の作成費用並びに壁面への掲載費用、また掲載期間の終了若しくは掲載の必要がなくなった場合の壁面からの撤去費用については、広告主が負担しなければならない。

2 広告の撤去作業等により壁面に損傷等が生じた場合は、広告主が費用を負担して原状に復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

(広告物の作成等)

第10条 広告主は、広告掲載物を市長が指定する方法により作成し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告主の届出義務)

第12条 広告主は、壁面広告掲載内容を変更しようとする場合、豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載内容変更届（様式第4号）により、変更を希望する日の30日前までに変更する広告の内容を添えて市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し等)

第13条 市長は、次の各号に該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載物の提出がないとき。
- (3) 広告主から掲載取り下げの申し出があったとき。
- (4) 広告の内容等が変更され、広告掲載の基準に反している場合又はそのおそれがある場合であって、市長が必要と認めるとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載取消等通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

(損害賠償請求)

第14条 前条第1項各号に該当する事由により市が被害を被った場合は、市長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができる。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により庁舎壁面への広告掲載を取り下げることができる

ものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載取下届（様式第6号）により広告掲載の取り下げを希望する日の1週間前までに市長に届け出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第16条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月以降の月額とし、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載料還付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、庁舎壁面への広告掲載について必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月3日より施行する。

様式第1号（第5条関係）

豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載申込書（新規）

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

豊川市音羽庁舎内の壁面広告の掲載について、次のとおり申込みます。

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
壁面広告の概要	※広告で使用するフレーズなど
広告主の概要	※事業内容や活動内容など
本申込みに係る 担当者等	担当部署及び担当者名： 電話番号： FAX： E－MAIL：
添付書類	1 広告原稿（案） 2 会社案内等（会社の概要がわかるもの） 3 市税等納付状況調査同意書（様式第2号）又は市税等に滞納のないことを証明する書類
その他の	申込みに当たっては、豊川市広告掲載要綱、豊川市広告掲載基準、 豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載要領の内容を順守します。

様式第1-2号(第7条関係)

豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載申込書(継続)

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

豊川市音羽庁舎内の壁面広告の掲載について、次のとおり申込みます。

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
壁面広告の概要	※広告で使用するフレーズなど
本申込みに係る 担当者等	担当部署及び担当者名： 電話番号： FAX： E-MAIL：
添付書類	1 広告原稿(案) 2 会社案内等(会社の概要がわかるもの) 3 市税等納付状況調査同意書(様式第2号)又は市税等に滞納のないことを証明する書類
その他	申込みに当たっては、豊川市広告掲載要綱、豊川市広告掲載基準、 豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載要領の内容を順守します。

様式第2号（第5条関係）

広告掲載を希望される皆様へ

豊川市は、民間企業等との協働を図りつつ、新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与することを目的として、広告掲載事業を実施しています。

広告掲載にあたりましては、豊川市広告掲載要綱並びに豊川市広告掲載基準において必要な事項を定めておりますが、広告掲載を円滑に完了するため、市民部音羽支所が皆様の市税及び国民健康保険料(税)に関する情報を財務部収納課に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

ご理解、ご協力を願い申し上げます。

豊川市広告掲載基準（抜粋）

（広告を掲載しない業種等）

第3条第2項第7号 市税及び国民健康保険料(税)の滞納のある者

市税等納付状況調査同意書

年 月 日

この度、広告掲載の申請を豊川市にするにあたり、豊川市市民部音羽支所が当方の市税及び国民健康保険料(税)の滞納の有無に関する情報を豊川市財務部収納課に照会・確認することに同意します。

申請者

氏名（社名）

住所（所在地）_____

市税・国民健康保険料(税)滞納情報照会書（広告掲載事業用）

年 月 日

財務部収納課長 殿

市民部音羽支所長

上記の同意書に係る申請者の市税及び国民健康保険料(税)について、滞納の有無を回答願います。

市税・国民健康保険料(税)滞納情報回答書（広告掲載事業用）

年 月 日

市民部音羽支所長 殿

財務部収納課長

上記照会に係る申請者の市税及び国民健康保険料(税)について、下記のとおり証明する。

記

滞納の有無 有・無

様式第3号（第6条関係）

豊川市音羽庁舎内壁面広告 揭載 決定通知書
 不掲載

年 月 日

様

豊川市長 氏 名

年 月 日付けで提出のありました豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載については、

下記のとおり 揭載 を決定しました。
 不掲載

記

決 定 通 知 番 号	第 号
広 告 の 規 格 等	規格 B1サイズ・縦（縦1,030mm×横728mm以内）
広 告 掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
広 告 の 内 容	
不 掲 載 の 理 由	

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載内容変更届

豊川市長 殿

所 在 地

名称

代表者氏名

電話番号

豊川市音羽庁舎内壁面への広告について、次のとおり掲載内容を変更したいので届け出ます。

・変更する内容

変更項目	変 更 内 容	変更年月日

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載取消等通知書

様

豊川市長 氏 名

年 月 日付で申込みのあった広告の掲載について、次のとおり掲載取消等決定しましたので、豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載要領第13条第2項の規定に基づき通知します。

取消理由	
------	--

様式第6号（第15条関係）

年 月 日

豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載取下届

豊川市長 殿

所在 地

名称

代表者氏名

電話番号

豊川市音羽庁舎内壁面への広告について、次のとおり広告掲載を取り下げたいので届け出ます。

取下げ年月日	年 月 日から
取下げ理由	

様式第7号（第16条関係）

年 月 日

豊川市長 殿

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載料還付請求書

豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

還付請求期間	年 月 から 年 月 まで (計 月)
請求金額	円
振込金融機関	銀行 本店 農業協同組合 支店 金庫 支所 信用組合
	預金種目 1 普通 2 当座
	支店番号 口座番号
	口座名義人(カタカナ)

備考 口座名義人は、請求者本人としてください。